明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○医師法施行規則等の一部を改正する省令（**厚生労働**一四八）　一

〔告　示〕

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（**厚生労働**三四二）　七
○出願公表後に品種登録出願が拒絶された件（**農林水産**一七八六）　五
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（**同**一七八七～一七九四）
○流通業務総合効率化事業の実施に関する基本的な方針の全部を改正する件（**農林水産・経済産業・国土交通**二）　六
○道路に関する件（**東北地方整備局**二〇五、二〇六）　三
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**二〇七）
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一三一、一三二）　四
○道路に関する件（**九州地方整備局**一三五～一三八）

省令

○厚生労働省令第百四十八号

医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第六条第三項、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）第六条第三項及び薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第九条の規定に基づき、医師法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年九月十六日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医師法施行規則等の一部を改正する省令

（医師法施行規則の一部改正）

第一条　医師法施行規則（昭和二十三年厚生省令第四十七号）の一部を次のように改正する。